

## 注 記 事 項

### [重要な会計方針]

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準(「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会))を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、改訂後の独立行政法人会計基準における経過措置に基づき、基準第28(たな卸資産の評価基準及び評価方法)については、改訂前の独立行政法人会計基準を適用しております。

#### 1. 減価償却の会計処理方法

##### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～39年
構築物	2～17年
器具・備品	2～10年

##### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### 2. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、退職一時金に係る退職給付債務の見込額は、簡便法(事業年度末における当法人退職手当支給規程に基づく自己都合退職金要支給額の全額を計上する方法)に基づき計上しております。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する国又は地方公共団体からの出向職員に係る自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

#### 3. 貸倒引当金の計上根拠及び計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における残高はありません。

#### 4. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## 5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法(定額法)によっております。

## 6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 最終仕入原価法による低価法を採用しております。
- (2) 販売用不動産 個別法による原価法を採用しております。
- (3) 仕掛販売用不動産 個別法による原価法を採用しております。

## 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額使用料による貸借取引の機会費用の計算方法  
近隣の地代や貸借料等を参考に計算しております。
- (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率  
10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%で計算しております。
- (3) 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率  
通常の資金調達(空港周辺整備債券)に係る約定利率の年加重平均利率を参考に1.804%で計算しております。

## 8. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっています。

## 10. 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

### [会計方針の変更]

#### 1. 減価償却の会計処理方法

当法人は「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(平成12年8月 総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会)に基づき、有形固定資産の減価償却の方法について法人税法上の取扱いによっております。

このため法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、損益に与える影響は軽微であります。

## 2. 賞与引当金の会計処理方法

従来、賞与は支出時に費用処理しておりましたが、独立行政法人会計基準が改訂され、賞与引当金を計上しない場合の要件が厳格化されたことに伴い、当事業年度より、賞与引当金を計上する方法に変更しております。

また、当該賞与に係る社会保険料につきましても、賞与の支給見込額に基づき算出した社会保険料のうち事業主負担分を未払費用に計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の賞与引当金繰入額が61,376,022円、法定福利費が8,405,300円それぞれ増加しております。

また、上記の費用増加に伴い、受託収入が30,110,077円、補助金等収益が29,283,102円それぞれ増加しております。

これらの結果、経常利益及び当期総利益が10,388,143円それぞれ減少しております。

## 3. 純資産の部の表示方法

貸借対照表については、前事業年度まで資産の部、負債の部及び資本の部に区分して表示しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分して表示しております。

[貸借対照表関係]

該当ありません。

[損益計算書関係]

1 業務費の人件費内訳

役員報酬	30,478,330 円
給与手当	310,980,395 円
賞与及び賞与引当金繰入	148,833,437 円
法定福利費	59,049,503 円
退職金	854,000 円
退職給付費用	8,202,000 円
非常勤職員等給与及び手当等	21,183,045 円

2 業務費のその他経費のうち主要な費目及び金額

賃借料	282,416,905 円
業務委託費	267,285,988 円
用地補償費	4,267,929,281 円
建物等補償費	2,836,544,900 円
助成費	2,301,961,050 円
旅費交通費	6,160,460 円

3 一般管理費の人件費内訳

役員報酬	68,708,457 円
給与手当	174,369,018 円
賞与及び賞与引当金繰入	80,239,386 円
法定福利費	36,009,682 円
退職金	532,500 円
退職給付費用	4,441,500 円
非常勤職員等給与及び手当等	10,140,373 円
福利厚生費	4,027,624 円

4 一般管理費のその他経費のうち主要な費目及び金額

賃借料	91,571,258 円
業務委託費	17,775,023 円
水道光熱費	22,185,309 円

[キャッシュ・フロー計算書関係]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,373,465,460 円
資金期末残高	<u>1,373,465,460 円</u>

2. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	<u>21,750,000 円</u>
--------------------	---------------------